

認証の詳細

<ライター>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

表 2：検査設備基準

表 3：型式区分

表 4：型式確認申請手数料

表 5：型式確認試験の委託検査機関

表 6：型式確認試験の有効期限

表 7：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9：SG マーク被害者救済制度の有効期限

2. この品目はロット認証対象ではありません（本文記載なし）

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

製造設備	技術上の基準
1. 合成樹脂成形設備 (当該製造工程が必要な場合に限る)	1. 適切に成形ができるものを備えていること
2. プレス加工設備 (当該製造工程が必要な場合に限る)	2. 適切にプレス加工ができるものを備えていること。
3. 熱処理設備 (当該製造工程が必要な場合に限る)	3. 適切に熱処理ができるものを備えていること。
4. 燃料注入設備	4. 適切に燃料注入ができるものを備えていること。
5. 組立設備	5. 適切に組立ができるものを備えていること。
6. 炎の調整設備	6. 適切に炎の調整ができるものを備えていること。
7. 溶着加工設備 (当該製造工程が必要な場合に限る)	7. 適切に組立ができるものを備えていること。
<p>ただし、合成樹脂成形設備（燃料そうを除く）、プレス加工設備、熱処理設備又は溶着加工設備により製造される部品の製造技術の状況により、製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者であって、一般財団法人製品安全協会が認める者は当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。</p>	

表 2 : 検査設備基準

検査設備	技術上の基準
1. 火炎生成操作力及び火炎調整操作力測定設備	1. 荷重試験装置（測定精度が 0. 2N 以上で 100N まで測定できるもの）又はこれと同等以上のものを備えていること。
2. 炎の高さ測定設備	2. 測定台（5 mm 間隔で水平に目盛を付けた垂直に立つ不燃性の板と不燃性材料で作られた風の影響を受けない装置）。
3. 恒温設備	3. 恒温装置（恒温室又は恒温槽であって、 $-10\pm 2^{\circ}\text{C}$ 、 $23\pm 2^{\circ}\text{C}$ 、 $40\pm 2^{\circ}\text{C}$ 、及び $65\pm 2^{\circ}\text{C}$ の温度を維持することが可能なもの）を備えていること。 なお、 $40\pm 2^{\circ}\text{C}$ 及び $65\pm 2^{\circ}\text{C}$ の温度を維持することが可能なものにおいては、ガス又は蒸気が滞留しないように換気装置を備えていること。
4. 消化時間測定設備	4. 時計（測定精度が 0. 1 秒以上のもの）を備えていること。
5. 質量測定設備	5. 質量計（測定精度が 0. 1mg 以上で 0. 2 kg まで測定することができるもの）を備えていること。
6. 燃料試験設備	6. ガスクロマトグラフ又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
7. 落下試験設備	7. コンクリート板及び高さ測定器（測定精度が 1 mm 以上で、 $1. 5\pm 0. 1\text{m}$ まで測定することができるもの）を備えていること。
8. 耐圧試験設備	8. 加圧試験機（3MPa 以上のゲージ圧力を加えることができるものであって、毎秒 69kPa を超えない速度で圧力を加えることができるもの）を備えていること。

表 3 : 型式区分

要素	区分
種類	(1) たばこ用のもの (2) その他のもの
燃焼方式	(1) ポストミキシングバーナー式のもの (2) プリミキシングバーナー式のもの
点火方式	(1) やすり式のもの (2) 圧電素子を備えた直押し式のもの (3) 圧電素子を備えたスライド式のもの (4) その他のもの
意図しない点火を防止する方法	(1) 操作力によるもの (2) 操作方法によるもの
火炎の高さ調整機構	(1) あるもの (2) ないもの
燃料の再充てん	(1) できるもの (2) できないもの

表 4 : 型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<p>・ 申請手数料 2,200 円/型式 (税抜 2,000 円/型式)</p> <p>※ 消費生活用製品安全法に基づく第 2 号検査のデータ活用での手続きです。 第 2 号検査に係る費用につきましては直接委託検査機関にお問合せください。</p> <p>※ 外国からの送金時は、税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 3 0 0 4 4 7 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

名称	送付先	検査試料の数
型式確認試験の申込先	ビューローベリタスジャパン株式会社 <消費材検査部門> 〒244-0033 横浜市都筑区茅ヶ崎東 4-5-17 TEL : (045) 949-6311	検査機関にお問合せ下さい。

表 6 : 型式確認試験の有効期限

適合日より3年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

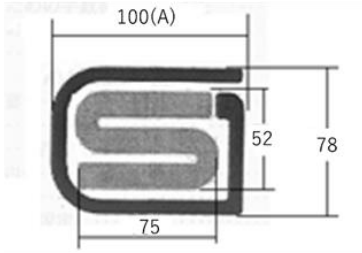
表示方式	表示方法
自社表示方式	<p>製品本体の外表面の見やすい箇所に図 1 に示す SG マークを印刷、刻印又は浮きだしで表示します。</p>  <p>図 1 自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寸法: A を 100 としたときの比率で表しており、A は 3.5mm 以上です。 ・ 色彩: 二色又は単色とする。 <p>※ 図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p>このとき同時に表 8 に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>報告は、Web からログインし、「SG マーク表示数量申請」からお願いします。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	0.11 円/個 (税抜 0.1 円/個) ※ 外国からの送金の場合は、税抜の手数料 です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 3 0 0 4 4 7 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

—

【作成・改正履歴】

2024/1/5 : 改正